

# 沖縄の離島地域における旅館業等に係る税制特例措置について

## 1 沖縄の離島地域における旅館業等に係る税制特例措置の概要

- (1) 離島における旅館業用建物等の特別償却による所得税、法人税の繰り延べ（沖縄振興特別措置法第88条）  
離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設、**改修**又は増設した場合、当該新設、**改修**、増設に係る建物及びその附属設備に係る特別償却を行うことができる。
- (2) 地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填（沖縄振興特別措置法第89条）
- ア 地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設、**改修**又は増設した者に、事業税、不動産取得税及び固定資産税を課さなかった場合又は不均一の課税をした場合において、その減収額について地方交付税により補填する。
- イ 地方公共団体が、離島の地域内において**畜産業又は水産業を行う個人**について、事業税を課さなかった場合又は不均一の課税をした場合において、その減収額について地方交付税により補填する。

### 令和4年度税制改正のポイント

- ① 当該税制特例措置の適用期限は**令和7年3月31日まで延長**
- ② 対象要件について、**資本金の額が5,000万円以下の法人**については、新設又は増設による取得等のほか**「改修」による取得等を追加** ※改修：増築、改築、修繕又は模様替
- ③ **資本金の規模に応じた取得価額の導入**
- ④ この制度の適用を受けようとする場合は、沖縄振興計画に定める「離島の振興に関する事項」に適合するか等について、**事前に沖縄県知事の確認を受ける必要**がある。（事前確認の要件化）

※当該税制特例措置の対象業種等は【別紙】参照

連絡先：沖縄県 企画部 地域・離島課 離島振興班  
TEL:098-866-2370 FAX:098-866-2068

# 沖縄の離島地域における旅館業等に係る税制特例措置の概要【別紙】

| 区 分  |                   | 項 目   |                   |                       |           |
|------|-------------------|---|-------------------|-----------------------|-----------|
| 特別償却 | 対象業種              | 旅館業（青色申告書を提出する法人又は個人）                               |                   |                       |           |
|      | 対象設備              | 建物及び附属設備の新設、 <u>改修（増築、改築、修繕又は模様替）</u> 又は増設          |                   |                       |           |
|      | 取得価額<br>（限度額10億円） | 資本金規模<br>設備投資                                       | 個人又は<br>1,000万円以下 | 1,000万円超<br>5,000万円以下 | 5,000万円超  |
|      |                   | 新設・増設   | 500万円以上           | 1,000万円以上             | 2,000万円以上 |
|      |                   | 改修  | 500万円以上           | 500万円以上               | 特例なし      |
|      | 取得期限              | <u>令和7年3月31日</u>                                    |                   |                       |           |
|      | 特別償却率             | 100分の8  |                   |                       |           |
| 時期   | 旅館業の用に供した日の属する年   |   |                   |                       |           |
| 減収補填 | 対象業種              | 同上  | 畜産業、水産業           |                       |           |
|      | 対象設備及び<br>取得価額    | 同上  | —                 |                       |           |
|      | 取得期限              | <u>令和7年3月31日</u>                                    |                   | —                     |           |
|      | 減収補填対象            | ○事業税：建物、附属設備<br>○不動産取得税：家屋、土地（※）<br>○固定資産税：家屋、土地（※） | 個人事業税：所要の事業者の所得金額 |                       |           |
|      | 期間                | 事業税、固定資産税：最大5箇年度分                                   |                   | 個人事業税：最大5箇年度分         |           |

※減収補填の対象となる土地は、取得から1年以内に減収補填の対象となる家屋の建設の着手があった場合に限る。

# 沖縄の離島地域における旅館業等に係る税制特例措置について

## 1 沖縄の離島地域における旅館業等に係る税制特例措置の概要

(1) 離島における旅館業用建物等の特別償却による所得税、法人税の繰り延べ（沖縄振興特別措置法第93条）

離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備に係る特別償却を行うことができる。

(2) 地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填（沖縄振興特別措置法第94条）

ア 地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新増設した者に、事業税、不動産取得税及び固定資産税を課さなかった場合又は不均一の課税をした場合において、その減収額について地方交付税により補填する。

イ 地方公共団体が、離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、事業税を課さなかった場合又は不均一の課税をした場合において、その減収額について地方交付税により補填する。

※令和3年度税制改正において、当該税制特例措置の適用期限は令和4年3月31日まで延長された。

※当該税制特例措置の対象業種等は別紙参照

連絡先: 沖縄県 企画部 地域・離島課 離島振興班  
TEL: 098-866-2370 FAX: 098-866-2068

# 沖縄の離島地域における旅館業等に係る税制特例措置の概要

| 区 分  |        | 項 目   |                   |
|------|--------|---|-------------------|
| 特別償却 | 対象業種   | 旅館業（青色申告書を提出する法人又は個人）                               |                   |
|      | 対象設備   | 建物及び附属設備  |                   |
|      | 取得価額   | 1,000万円超  |                   |
|      | 取得期限   | 令和4年3月31日   |                   |
|      | 特別償却率  | 100分の8  |                   |
|      | 時期     | 旅館業の用に供した日の属する年                                     |                   |
| 減収補填 | 対象業種   | 旅館業   | 畜産業、水産業、薪炭製造業     |
|      | 対象設備   | 建物及び附属設備  | -                 |
|      | 取得価額   | 1,000万円超  | -                 |
|      | 取得期限   | 令和4年3月31日   | -                 |
|      | 減収補填対象 | ○事業税：建物、附属設備<br>○不動産取得税：家屋、土地（※）<br>○固定資産税：家屋、土地（※） | 個人事業税：所要の事業者の所得金額 |
|      | 期間     | 事業税、固定資産税：最大5箇年度分                                   | 事業税：最大5箇年度分       |

※減収補填の対象となる土地は、取得から1年以内に減収補填の対象となる家屋の建設の着手があった場合に限る。